

医療計画の見直しについて

1 趣旨

愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）を全面的に見直し、次期医療計画を平成 30 年 3 月を目途に公示する。

2 計画期間

平成 30 年度から平成 35 年度まで（6 年間）

3 見直し方針

- （１）次期医療計画は、引き続き計画本文（以下「医療計画」という。）及び別冊で作成する 2 次医療圏ごとの医療圏保健医療計画（以下「圏域計画」という。）で構成する。
- （２）構想区域や老人福祉圏域等を考慮しながら、2 次医療圏の設定について検討を行う。
- （３）基準病床数について、国が新たに示す算定方法に基づき見直しを行う。
- （４）現行の医療計画（参考 1）をベースにデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」について見直しを行う。
- （５）次期医療計画と同時改定される介護保険事業（支援）計画との整合性を図る。
- （６）次期周産期医療体制整備計画は、医療計画の「周産期医療対策」に一本化させる。
なお、医療計画の各項目の内容については、周産期医療協議会を始め、関連の協議会等（参考 2）でも審議を行う。
- （７）今後提示される予定の国の医療計画作成指針等を踏まえ、見直し作業を進める。
（参考 3：医療計画の見直し等に関する検討会 意見のとりまとめ）

4 調査

- （１）患者一日実態調査
基準病床数算定のため、県内医療機関の入院患者の受療動向を調査する。
- （２）その他
県内医療機関の医療機能について基礎的な情報を得るため、愛知県医療機能情報システム（あいち医療情報ネット）及び病床機能報告結果を活用する。

5 見直し体制

区 分	組 織
全体	○愛知県医療審議会（医療計画見直しの諮問・答申）
県計画	○愛知県医療審議会医療体制部会（県計画見直しの審議・検討）
圏域計画	○圏域保健医療福祉推進会議（各圏域計画見直しの審議・検討） ○医療計画策定委員会（各圏域計画案の作成） ※医療体制部会で県計画との整合性等について審議・検討

6 スケジュール（予定）

年月	県計画	医療圏計画	調査
28年 10月	医療審議会 （諮問等）		
11月			
12月			
29年 1月			
2月	医療体制部会（計画の基本方針・構成等の検討）	圏域保健医療福祉推進会議 （医療計画策定委員会の設置）	
3月	医療審議会（計画の基本方針・構成等の決定）	医療計画策定委員会 （圏域計画の構成等の検討）	
29年 4月			医療情報システム集計
5月			↓
6月	医療体制部会 （素案検討）	医療計画策定委員会 （素案検討）	
7月			患者一日実態調査集計
8月		医療計画策定委員会 （試案検討） 圏域保健医療福祉推進会議 （原案検討）	↓
9月			↓
10月	医療体制部会 （試案検討）		
11月	医療審議会 （原案の決定）		
12月	市町村、三師会等へ意見照会 パブリックコメント		
30年 1月		医療計画策定委員会 （原案修正）	
2月	医療体制部会 （修正原案検討）		
		圏域保健医療福祉推進会議 （修正原案検討）	
3月	医療審議会 （答申）		